

京丹後市立図書館資料収集方針

1. 主旨

市民の生活文化の向上を目指し、市民の読書要求と社会的変化に対応した資料の収集を図るため、次のとおりその方針を定める。

2. 基本方針

- (1) 基本的人権の一つである「知る自由」を社会的に保障する機関の一つとして、市民が必要とし知的関心を刺激する資料を収集する。
- (2) 公立図書館としての役割を果たすため、市民の教養・調査研究・趣味・各種団体の活動・レクリエーション活動に資するため、公平かつ広範囲な資料収集を行う。
- (3) 資料の収集にあたっては、利用者の資料要求と関心、および地域社会の状況を反映させて行う。そのよりどころとして、本収集方針を定め、図書館員共通の理解のもとで運用する。
- (4) 京丹後市・京都府に関する郷土資料及び行政資料は重点的に収集し、また周辺地域に関する同様の資料についても可能な限り収集する。
- (5) 幼児・児童・生徒・ヤングアダルトの読書習慣の形成と探究心の育成に有益な資料、及び児童・生徒の自主的な学習のニーズを尊重した資料の収集を図る。
- (6) 映像資料並びに音声資料は、館内行事・各種講座・学習会等団体で使用するものを中心としながら、個人で楽しめるものも収集する。
- (7) IT 関係の資料は必要に応じて可能な限り収集する。

3. 資料収集についての留意点

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を収集する。
- (2) 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれて、その著作を排除しない。
- (3) 宗教団体・政治団体・営利団体の宣伝活動のための資料、及びこれに類する資料については収集しない。
- (4) 寄贈図書の受入れについては、「無条件での受入れ」を基本とし、利用可能な資料とする。
- (5) 京都府図書館総合目録ネットワークによる相互貸借を利用することにより幅広い資料の提供に努める。

- (6) 研究書・専門書については、初心者・入門書などの一般的な収集にとどめ、国立国会図書館、京都府立図書館等のバックアップにより資料提供を行う。
- (7) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しないように、利用者サービスに従事する図書館員全員があたる。資料の選択についての最終責任は、図書館長にある。
- (8) 需要の高い資料、課題図書は可能な限り副本で購入する。
- (9) 市民から出されたリクエスト(購入希望)に関しては、できる限り提供できるように努める。その際、図書館未所蔵の資料は、図書館の蔵書構成への意志の反映として受け止め、収集するように努める。

以上のような基本方針で収集した図書館資料がどのような思想や主張を持っていたとしても、それは図書館及び図書館員が支持していることを意味するものではない。

4. 蔵書の更新・除籍

常に新鮮で適切な資料を構成するために次の方針で資料の更新及び除籍を行う。

- (1) 利用頻度の落ちた資料、新たな資料によって代替できる資料、古くなり利用価値の乏しくなった資料は書庫に移す。
- (2) 長期にわたってよく利用される資料が、破損などのために利用に供することができなくなった場合は、同一資料の買い替えなどの更新を行う。